

長期優良住宅の認定を受けられた皆さまへ

◆定期点検・メンテナンスをしましょう

長期にわたり良好な状態で使用するため、認定計画実施者（オーナー様）には、認定を受けた計画に基づいて定期的に点検を行う義務があります。その点検の結果を踏まえ、必要に応じてメンテナンス（調査・修繕・改良）を行ってください。

また台風・地震の後などは、点検の時期に関わらず臨時点検を行ってください。

※10年目までの点検（2年・5年・10年）は、弊社 株式会社センチュリーホームが点検実施予定者となっておりますが、点検を実施していない場合は、点検依頼のご連絡をいただけますよう、お願いいたします。

フリーダイヤル☎0120-933-313（受付時間：AM9時～PM6時 ※年末年始を除く）

◆定期点検やメンテナンスの記録を保存しましょう

実施したすべての点検やメンテナンスの内容は、記録として保管し、次回の点検にも役立ちます。また、認定長期優良住宅の維持保全の状況について、所管行政庁より報告を求められることがあります。その際は、点検やメンテナンスの状況に関する記録（定期点検チェックシート）等の活用により報告を行ってください。

◆ご注意頂きたいこと

認定を受けた計画を変更しようとするときや、住宅を相続・売買するときには、所管行政庁への申請手続きが必要となります。

